

刈谷市選挙管理委員会告示第28号

刈谷市公職選挙管理規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和7年9月1日

刈谷市選挙管理委員会

委員長 神 谷 強

刈谷市公職選挙管理規程の一部を改正する規程

刈谷市公職選挙管理規程（昭和44年選挙管理委員会告示第39号）の一部を次のように改正する。

別表第5（1）カ中「500円」を「1,000円」に改め、同表（1）カを同表（1）キとし、同表（1）オ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同表（1）オを同表（1）カとし、同表（1）エ中「12,000円」を「23,000円」に改め、同表（1）エを同表（1）オとし、同表（1）ウを同表（1）エとし、同表（1）イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

別表第5（3）アを次のように改める。

ア 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 それぞれ（1）アからエまでに掲げる額

別表第5（3）イ中「10,000円」を「20,000円」に改める。

別表第6（1）中「10,000円」を「15,000円」に改め、同表（2）中「15,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、告示の日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の刈谷市公職選挙管理規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。